

一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会 登録支部規程

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会(以下「本協会」という。)の登録支部に関し必要な事項について定める。

第2条(登録支部)

当法人の登録支部となる団体は、都道府県および政令指定都市を単位とする視覚障害者ボウリングに関する団体とする。

第3条(提出書類)

登録支部は、毎事業年度開始後2カ月以内に、次の書類を提出するよう努めるものとする。なお、当該書類を提出できない場合には、その理由を説明しなければならないものとする。

- (1) 役員に関する書類
- (2) 予算に関する書類
- (3) その他、本協会が必要と判断した書類

第4条(登録)

1. 本協会の趣旨に賛同する第2条に掲げる団体は、理事会において、理事の現在数の3分の2以上の同意を得て登録支部となることができる。
2. 登録支部になろうとする団体は、次の書類を本協会に提出し、前項に定める承認を得なければならない。
 - (1). 団体に関する規約
 - (2). 役員に関する書類
 - (3). 予算に関する書類
 - (4). その他、当協会が必要と判断した書類

第5条(脱退)

登録支部が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退に関する書面を提出し、理事現在数の過半数の同意を得なければならない。

第6条(資格喪失)

登録支部は、以下に掲げる事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 登録支部の解散
- (3) 除名

第7条(登録支部に対する処分)

1. 登録支部が第2条に定める団体でなくなった場合、又は第3条に定める書類の提出を合理的な理由なく怠る等、組織の運営及び管理に適正を欠いた時、もしくは当協会の登録支部として不適当と認められた場合、以下の処分を行うことができる。
 - (1). 指導
 - (2). 勧告
 - (3). 除名
2. 前項第1号及び第2号に定める処分は、理事会の決議を経て行う。
3. 第1項第3号に定める処分を行う場合、理事現在数の4分の3以上の議決により行わなければならない。なお、当該処分の対象となる団体にはあらかじめ通知するとともに、理事会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

第8条(改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、2024年7月1日から施行する。